

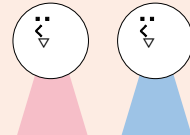
# 新婚世帯の

野

洲

市

# 新生活を支援します



## ◇ 野洲市結婚新生活支援事業 ◇

野洲市で新生活をスタートされる新婚世帯を対象に、住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用の一部を助成します

### 補助金額

■夫婦ともに  
39歳以下

上限  
30万円

■夫婦ともに  
29歳以下

上限  
60万円

### 申請期間

令和6年6月3日

～令和7年2月28日

※予算額に達した時点で受付を終了します

要件や必要書類等、詳細  
については市ホームペー  
ジをご覧ください



### 対象世帯

- ◇ 令和6年1月1日から令和7年2月28日までに入籍した世帯
- ◇ 夫婦の双方または一方の住民票の住所が、申請に係る住宅の住所となっている世帯
- ◇ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ◇ 夫婦の所得を合わせて500万円未満の世帯
- ◇ 市税の滞納がない世帯
- ◇ 申請日より3年以上継続して居住する意思がある世帯

### 対象経費

- ◇ 令和6年4月1日から令和7年2月28日までに支払った下記の費用
- 【住居費】  
物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- 【リフォーム費用】  
住宅の機能の維持または向上を図るために行う、修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用
- 【引越費用】  
引越し業者や運送業者へ支払った費用

### 申請・問い合わせ先

滋賀県 野洲市 政策調整部 企画調整課  
〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1

～お気軽にご相談ください～

E-mail: kikaku@city.yasu.lg.jp  
Tel:077-587-6039